

提出書類の記入要領について

特定建築物

● 定期報告制度とは

建築物等の安全性を保つためには、日頃から適法な状態に維持管理することが必要です。

特に、不特定多数の者が利用する建築物等については、一旦、火災等の事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全を確保する必要があります。

このため、建築基準法では、建築物、建築設備、防火設備及び昇降機等について、それらの所有者・管理者に対し、定期的に専門技術を有する資格者に調査、検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することを義務づけています。

● 定期報告に関する罰則

建築基準法 第101条（抜粋）

次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

二 第12条第1項又は第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

※定期報告を提出しなかったり、虚偽の報告をした場合は100万円以下の罰金の処分を受ける可能性があります。

● 定期報告の流れ

時期	所有者又は管理者	調査者（一級・二級建築士または特定建築物調査員）
7月	① 【定期報告案内通知】が届く 例年7月～8月頃に特定行政庁から通知が発送されます	
8月	② 建築士又は有資格者に調査を依頼する 【定期調査報告に必要な書類】 ・ 竣工図面（設計図や改修図面等） ・ 確認通知書、確認申請書類 ・ 検査済証 ・ 前回の定期報告書（初回の場合除く） ・ 今回届いた定期報告の「通知書」 その他必要書類については調査者に確認してください。 ⑥ 報告書類の内容を確認する	③ 所有者又は管理者から調査依頼を受ける ④ 調査者によるヒアリング・現地調査の実施 ⑤ 定期調査報告書を作成し、依頼者に調査結果を報告し、助言を行う
9月		⑦ 定期調査報告書を提出する
10月		提出窓口 公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築課 〒849-0936 佐賀市鍋島町森田912番地 受付時間 〈AM〉9:00～11:00 〈PM〉13:00～16:00
11月	報告期間は9月から11月まで (33ページ参照)	※毎年10月頃～11月末にかけては、定期調査報告が重なり、窓口の(公財)佐賀県建設技術支援機構も大変混雑します。 早目のお手続きをお勧めします。
12月	※ 報告期限を過ぎても定期報告がなされていない場合は、特定行政庁より【再依頼通知】が送付されますので、記載された期限までに報告を完了しなければなりません	
1月		
2月	⑧ 特定行政庁より【審査結果通知書】が送付されますので、大切に保管してください	
3月		

特定建築物定期調査報告書 様式

特定建築物

●定期調査報告書（正・副作成）

記入例：5-24ページ参照

定期調査報告書（第36号の2様式）

建築物調査結果表（別記）

建築物関係写真（別添2様式）

注）調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。

建築物調査結果図（別添1様式）

注）~~附近見取図~~・配置図・各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

~~コンクリート建築物調査表~~

外壁の全面打診チェックシート（旧 コンクリート建築物調査表添付資料）※名称変更

注）外壁の外装仕上材がタイル・石貼り等・モルタル等の場合添付する。（乾式工法によるものを除く）

令和5年度より報告書類一部廃止

- コンクリート建築物調査表
- 既存建築物の耐震診断・改修等実施状況特別審査に対する回答の添付が不要となりました。

●定期調査報告概要書（1部作成）

記入例：25-26ページ参照

定期調査報告概要書（第36号の3様式）

●~~耐震診断・改修実施 回答（1枚）~~

~~既存建築物の耐震診断・改修等実施状況特別審査に対する回答（別紙様式）~~

報告書関係様式のダウンロード

[建築物が佐賀市に所在する場合]

●佐賀市ホームページ

ホーム > くらしの情報 > まちづくり > 土地・建築行政 > 建築物等の定期報告 > 特定建築物・特定建築設備等の定期検査報告制度 > 関連ファイル

ホームページ内検索



特定建築物・特定建築設備等の定期検査報告制度

[建築物が佐賀市以外の市町に所在する場合]

●佐賀県ホームページ

ホーム > くらし・子育て > 住まい・建物 > 届出・手続き > 建築物・建築設備等の定期報告制度について > 定期報告関係様式集

ホームページ内検索

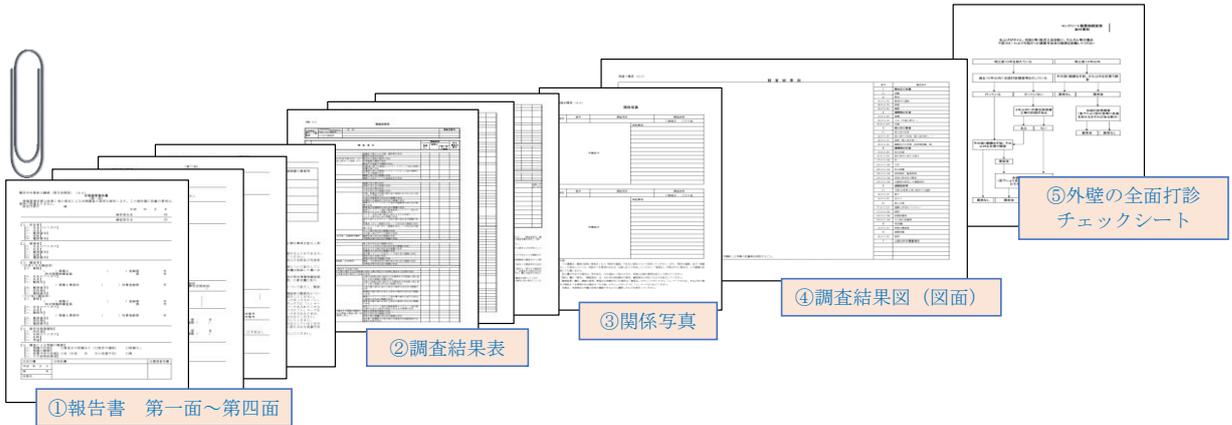


定期報告関係様式集

綴り方

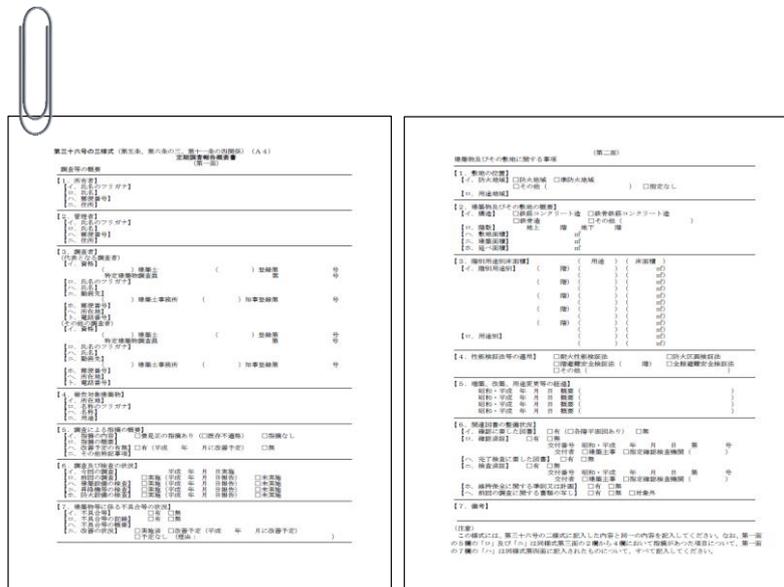
●定期調査報告書

- ・1部提出する。
- ・下記の順番にクリップ等でまとめる。
(フラットファイル等には収納しないでください。)
(差し替え等の可能性があるため、ホッチキス留めはしないでください。)



●定期調査報告概要書

- ・定期報告書の内容と整合するように作成する
- ・2枚をクリップ等でまとめ、1部提出する



令和5年度から定期報告書の提出部数が変わりました

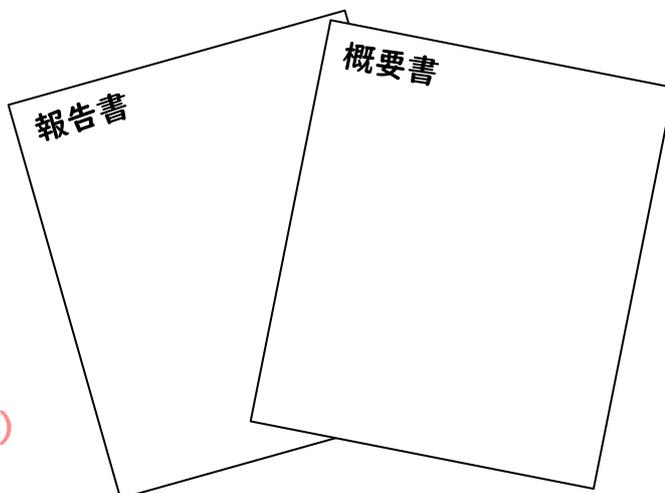
変更前

- 定期報告書(正) } 2部
- 定期報告書(副) }
- 定期報告概要書 1部



変更後

- 定期報告書 1部
- 定期報告概要書 1部



定期報告書の提出が
1部になりました。
※控えとして、報告書表紙(写し)
のみをお返しします。

報告の際は必ず佐賀県または佐賀市のホームページより最新の様式をダウンロードしてください。

第三十六号の二様式（第五条関係）（A4）

定期調査報告書
（第一面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁

佐賀県知事
又は
佐賀市長

様

日付は提出日です。

令和 年 月 日

所有者と管理者が異なる場合は、**管理者**を記入してください。
※「管理者」とは、当該建築物の維持管理、長期修繕計画等に対して、金銭面も含め、主体的に関与しているもの。

令和3年1月1日より押印不要

報告者氏名

株式会社 佐賀ホテル 代表取締役 佐賀 花子

調査者氏名

〇〇〇 〇〇〇〇

代表となる調査者を記入してください。

- 【1. 所有者】
- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

カブシキガイシャ サガ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ サガ タロウ
株式会社 佐賀 代表取締役社長 佐賀 太郎
840-1234
佐賀県佐賀市佐賀町123
0952-12-3456

法人にあつては、代表者名も記入してください。

- 【2. 管理者】
- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

カブシキガイシャ サガホテル ダイヒョウトリシマリヤク サガ ハナコ
株式会社 佐賀ホテル 代表取締役 佐賀 花子
840-5678
佐賀県佐賀市佐賀町456
0952-12-7890

- 【3. 調査者】
(代表となる調査者)
- 【イ. 資格】

(1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇〇 号
特定建築物調査員 第 号

- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

(1級) 建築士事務所 (佐賀県) 知事登録第 〇〇〇〇〇 号

建築士の資格で調査をする場合、建築士法第23条の定めにより建築士事務所登録が必要です。
(報酬を得て、業として行おうとする者は事務所を定め、都道府県知事の登録を受けなければならない。)

- (その他の調査者)
- 【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 A 1 2 3 4 5 6 7 8 号

基準法改正により平成28年度より変更。

- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【4. 報告対象建築物】
- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

佐賀県佐賀市佐賀町456 ← 所在地は住居表示にて記入して下さい。
サガホテル
佐賀ホテル
ホテル

- 【5. 調査による指摘の概要】

既存不適格以外の要是正が一つでもあれば、既存不適格にはチェックしない。

- 【イ. 指摘の内容】
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】
- 【ニ. その他特記事項】

要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
2 (11) 外壁タイルの浮き、外壁の全面打診等調査未実施 5 (39) 非常用照明の点灯不良
4 (1) EVの扉に遮煙性能がない(既存不適格)

有 (令和 5 年 11 月に改善予定) 無

指摘の概要：指摘がある場合、**主な指摘内容を簡潔に**記入してください。(指摘された事項全てを書く必要はありません)
改善予定年月は**最も早いもの**を記入。

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員氏名		

複数棟の場合、報告対象棟ごとに（第一面）より作成してください。

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域
その他（ 法22条区域 ） 指定なし

【ロ. 用途地域】 商業地域、近隣商業地域

敷地が複数の用途地域にまたがる場合、属する地域の面積が大きい順に記入してください。

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他（ ）

【ロ. 階数】 地上 3 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 6,672.34 m²

【ニ. 建築面積】 3,230.05 m²

【ホ. 延べ面積】 6610.07 m²

報告対象建築物の延べ面積
※下欄 【3. 階別用途別床面積】 の合計面積と同じ。

【3. 階別用途別床面積】

面積は小数点以下2桁まで記入してください。
(小数点以下3桁以上ある場合は、3桁目を切り捨てる)

	(用途)	(床面積)
【イ. 階別用途別】 上階	(R階)	(ホテル) (72.56 m ²)
	(3階)	(ホテル) (1320.48 m ²)
	(2階)	(ホテル) (1701.75 m ²)
	(1階)	(ホテル) (3020.28 m ²)
下階	(B1階)	(自動車車庫) (495.00 m ²)
	(合計)	() (6610.07 m ²)

屋上階（塔屋）を含め、上階から順に記入してください。

用途は建築基準法別表第1（い）欄に掲げる用途にならって記入してください。
※機械室、厨房など、室ごとの詳細な用途を書く必要はありません

【ロ. 用途別】 (ホテル) (6115.07 m²)
(自動車車庫) (495.00 m²)
() ()

異種用途区画に関わる場合は、用途毎に分けて記入してください。

【4. 性能検証法等の適用】

耐火性能検証法 防火区画検証法
区画避難安全検証法（階） 階避難安全検証法（階）
全館避難安全検証法 その他（ ）

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

前回調査時以降のものを記入してください。

古	令和3年 5月 10日	概要 (1階改修工事)	()
	年 月 日	概要 ()	()
	年 月 日	概要 ()	()
新	年 月 日	概要 ()	()

【6. 関連図書の整備状況】

直近の建築確認に関する情報を記入してください。

【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無

【ロ. 確認済証】 有 無
交付番号 昭和 60年 6月 6日 第 〇〇 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無

【ニ. 検査済証】 有 無
交付番号 昭和 60年 12月 10日 第 〇〇 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無

【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】 令和 5 年 9 月 30 日 実施 ← 調査が終了した年月日を記入

【ロ. 前回の調査】 実施 (令和 2 年 10 月 3 日 報告) 未実施 ← 直前の定期報告書の受付年月日

【ハ. 建築設備の検査】 実施 (令和 4 年 10 月 20 日 報告) 未実施 ←

【ニ. 昇降機等の検査】 実施 (令和 4 年 12 月 30 日 報告) 未実施 ←

【ホ. 防火設備の検査】 実施 (年 月 日 報告) 未実施 ← 報告対象外の場合未実施にチェック

【2. 調査の状況】

(敷地及び地盤) ← 調査結果表 1 (敷地及び地盤) について記入

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の外部) ← 調査結果表 2 (建築物の外部) について記入

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし ← 既存不適格以外の要是正が一つでもあれば、既存不適格はチェックしない。

【ロ. 指摘の概要】 2 (11) 外壁タイルに浮きあり、外壁の全面打診等調査未実施

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和5 年 12 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根) ← 調査結果表 3 (屋上及び屋根) について記入

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の内部) ← 調査結果表 4 (建築物の内部) について記入

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし ← すべて既存不適格の場合は、「要是正の指摘あり」「既存不適格」両方に「レ」マークを記入してください。

【ロ. 指摘の概要】 4 (1) EVの扉に遮煙性能がない(既存不適格)

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(避難施設等) ← 調査結果表 5 (避難施設等) について記入

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 5 (39) 非常用照明の点灯不良

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和5 年 11 月に改善予定) 無

(その他) ← 調査結果表 6 (その他) について記入

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) () 有 (飛散防止措置有) () 無 (記入例 P27)

【ロ. 措置予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

旧耐震基準の場合はこちらに必ず記入。 新耐震基準の場合は対象外にチェック。(昭和56年6月1日以降)

【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 有 無 (第4面の不具合等の状況について記入)

【ロ. 不具合等の記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【6. 備考】

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
R4. 10	外部の木製デッキの腐食	経年による	未定	改修

前回調査時以降に把握した建築物に係る不具合等のうち調査結果表において指摘されるもの以外のものについて記入してください。

不具合は屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等の他、火災や浸水などの履歴を所有者・管理者からのヒアリングにより確認する。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回調査時以降の建築(新築を除く。)、模様替え、修繕又は用途の変更(以下「増築、改築、用途変更等」という。)について、古いものから順に記入し、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、(注意)⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

提出時に9・10ページを添付する必要はありません

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

調査結果表

「令和4年度告示改正による様式の変更」
 ● 国土交通省告示第126号 ● 国土交通省告示第110号
 「令和5年度告示等による様式の変更」
 ● 国土交通省告示第207号
 変更箇所を赤字で表示しています。

当該調査に関与した調査者	氏名	調査者番号
代表となる調査者	〇〇〇〇	1
その他の調査者	〇〇〇〇	2
調査者が1人の場合、番号の記入は不要です		

番号	調査項目	調査結果		担当調査者番号
		指摘なし	要正 既存不適格	
1 敷地及び地盤				
1 (1)	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○		2
1 (2)	敷地内の排水の状況	○		2
1 (3)	敷地内の通路の確保の状況	○		2
1 (4)	有効幅員の確保の状況	○		2
1 (5)	敷地内の通路の支障物の状況	○		2
1 (6)	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	○		2
1 (7)	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○		2
1 (8)	擁壁の劣化及び損傷の状況	—	該当しない項目がある場合は、取消し線を記入	
1 (9)	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	—		
2 建築物の外部				
2 (1)	基礎沈下等の状況	○		2
2 (2)	基礎の劣化及び損傷の状況	○		2
2 (3)	土台（木造に限る。）	—		
2 (4)	土台の劣化及び損傷の状況	—		
2 (5)	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	—		2
2 (6)	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
2 (7)	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
2 (8)	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
2 (9)	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
2 (10)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		2

点検方法	判定基準
目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第六十一条又は令第六十二条の八の規定に適合しないこと。
目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は日地部より土砂が流出していること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
建築物の外部	
目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。
目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
設計図書等により確認する。	法第二十三条、法第二十五条又は法第六十一条の規定に適合しないこと。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。

番号	調査項目	調査結果		担当調査者番号
		指摘なし	要正 既存 不適格	
2 (11)	外装仕上げ材等 2 (11) タイル、モルタル等の場合 P23 「外装の全面打診 チェックシート」 を添付する	○	○	2
2 (12)	外壁	—		
2 (13)		—		
2 (14)		—		
2 (15)	窓サッシ等	○		2
2 (16)		○		2
2 (17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	○		2
2 (18)		○		2
3	屋上及び屋根			
3 (1)	屋上面	○		2
3 (2)	屋上周り (屋上面を除く。)	○		2
3 (3)		○		2
3 (4)		—		2
3 (5)		○		2
3 (6)	屋根 (屋上面を除く。)			
3 (7)		○		2
3 (8)	機器及び工作物 (冷却等設備、広告塔等)	○		2
3 (9)		○		2

点検方法	判定基準
開口隅部、水平打診等、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等 (無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同程度の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。) により確認し、その他の部分が必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合には、全面打診等 (落下打診等をいう。以下この項において同じ。) により確認する。ただし、竣工後、外装改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最後に実施する定期調査等においては、全面打診等により確認する場合、三年以内に外装改修等が行われることが確実である場合は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。)	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は閉間に触診により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	昭和四十六年建設省告示第九号第三第四号の規定に適合していないこと。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁殖していること。
目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。
目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第十二条の規定に適合しないこと又は法第十二条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。

番号	調査項目	調査結果		担当調査者番号
		指摘なし	要是正 既存 不適格	
4	建築物の内部			
4 (1)	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	○	○	1
4 (2)	防火区画	○	○	1
4 (3)	令第112条第18項に規定する区画の状況	○	○	1
4 (4)	防火区画の外周部	○	○	1
4 (5)		○	○	1
4 (6)	躯体等	○	○	1
4 (7)		○	○	1
4 (8)	壁の室内に面する部分	○	○	1
4 (9)		○	○	1
4 (10)	壁の室内に面する部分	○	○	1
4 (11)		○	○	1
4 (12)	壁の室内に面する部分	○	○	1
4 (13)		○	○	1
4 (14)	壁の室内に面する部分	○	○	1
		○	○	1

点検方法	判定基準
設計図書等により確認する。	令第112条第11項から第13項までの規定に適合しないこと。ただし、令第112条第2項の規定が適用され、かつ全船避難安全性に影響を及ぼす修繕や模様替え等(以下「修繕等」という。)が行われていない場合を除く。
設計図書等により確認する。	令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項まで(令第112条第2項の規定が適用され、かつ全船避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあつては、第7項を除く。
設計図書等により確認する。	令第112条第18項の規定に適合しないこと。ただし、令第112条第2項の規定が適用され、かつ全船避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
設計図書等により確認する。	令第112条第16項又は第17項の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	令第112条第16項に規定する外壁等、同条第17項に規定する防火設備に損傷があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロッコ積みに変位があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
設計図書等により確認する。	次の各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項(令第112条第2項の規定が適用され、かつ、全船避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあつては、第18項を除く。)の規定による防火区画一時閉鎖前火基準に適合しないこと。 (二) 令第112条第7項又は第10項(令第112条第2項の規定が適用され、かつ、全船避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあつては、第7項を除く。)の規定による防火区画 令第112条の規定に適合しないこと。 (三) 令第112条第11項から第13項まで又は第16項(令第112条第2項の規定が適用され、かつ、全船避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあつては、第11項から第13項まで(令第112条第2項の規定に適合しないこと。)の規定による防火区画 令第112条の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	各部材及び接合部に欠又は破損があること。
設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第112条第29条の二の規定に適合しないこと。

番号	調査項目		調査結果		担当調査者番号
			指摘なし	要是正 既存 不適格	
4 (15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○		
4 (16)	室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○	1	
4 (17)	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	—		
4 (18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	—		
4 (19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○	1	
4 (20)	床	耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。） 準耐火性能等の確保の状況	○	1	
4 (21)		部材の劣化及び損傷の状況	○	1	
4 (22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○	1	
4 (23)	天井	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○	1	
4 (24)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○	1	
4 (25)		特定天井 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	—		

200㎡以上かつ天井高6m超の吊り天井が対象

点検方法	判定基準
設計図書等により確認し、法第十二条第一項の規定に基づく調査以後に法第六条第一項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等から目視により確認する。	令第百十四条の規定に適合しないこと。
設計図書等により確認する。	令第百二十八条の五（令百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ、防火区画避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令百二十九条第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
設計図書等により確認する。	次の（一）から（三）までのいずれかにか該当すること。 （一） 令百十二条第一項、第四項から第六項まで又は第十八項（令百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、第十八項を除く。）の規定による防火区画一時閉鎖耐火基準に適合しないこと。 （二） 令百十二条第七項又は第十項（令百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、第七項を除く。）の規定による防火区画（令百二十九条の二第一項から第十三項まで又は第十六項（令百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、第十一項から第十三項までを除く。）の規定による防火区画（令百七条の二の規定に適合しないこと）。 （三） 令百十二条第十一項から第十三項まで又は第十六項（令百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、第十一項から第十三項までを除く。）の規定による防火区画（令百七条の二の規定に適合しないこと）。
目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。
設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	令第百二十条第二項若しくは第二十一項又は令百二十九条の二の四の規定に適合しないこと。
設計図書等により確認する。	令第百二十八条の五（令百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ、防火区画避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令百二十九条第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。

番号	調査項目	調査結果		担当調査者番号
		指摘なし	要是正 既存 不適格	
4 (26)	防火設備 (防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。) 又は戸 常閉防火設備の閉鎖時の危害防止機構について (運動エネルギー(0)と閉じカ(0))	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○	1
4 (27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	○	1
4 (28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況	○	1
4 (29)	防火扉又は戸の開放方向	○		1
4 (30)	常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○		1
4 (31)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○		1
4 (32)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	○		1
4 (33)	常閉防火扉等の固定の状況	○		1
4 (34)	照明器具、懸垂物等	○		1
4 (35)	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○		1
4 (36)	警報設備 令和4年1月1日から追加	○		1
4 (37)	警報設備の劣化及び損傷の状況	○		1
4 (38)	居室の採光及び換気	—		1
4 (39)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	—		1

点検方法	判定基準
目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十二条第十九項の規定に適合しないこと。
目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十二条第十九項の規定に適合しないこと。
常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸(以下「常閉防火扉等」という。) については、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンスションゲージ等により測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	昭和四十八年建設省告示第2563号第一第一号ロの規定に適合しないこと。
目視により確認する。	令第百二十三条第一項第六号、第二項第二号又は第三項第十号(令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合) については、第三項第九号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)を除き、令第百二十九条の第二項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合(第一項第六号、第二項第二号及び第三項第九号を除く。) の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第百二十二条第十九項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。) に支障があること。
各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。
目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。
目視により確認する。	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、変形等があること。
目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障があること。
目視及び設計図書等により令第110条の5の規定に適合していないことを確認する。ただし、6月以内に実施した消防法(昭和23年法律第186号) 第17条の3の規定に基づく点検の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	令第110条の5の規定に適合しないこと。
目視により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法(昭和23年法律第186号) 第17条の3の規定に基づく点検の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八条第一項又は第十九条の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。

番号	調査項目	調査結果		担当調査者番号
		指摘なし	要正 既存 不適格	
4 (40)	居室の採光及び換気	○		1
4 (41)	換気設備の設置の状況	○		1
4 (42)	換気設備の作動の状況	○		1
4 (43)	換気の妨げとなる物品の放置の状況	○		1
4 (44)	石綿等を添加した建築材料	—		
4 (45)	報告書第三面【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】が有る場合は既存不適格となる(記入例 P27)	—		
4 (46)	吹付け石綿等の劣化の状況	—		
4 (47)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	—		
5	避難施設等			
5 (1)	令第120条第2項に規定する通路	○		1, 2
5 (2)	廊下	○		1, 2
5 (3)	出入口	○		1, 2
5 (4)	出入口	○		1, 2
5 (5)	物品の放置の状況	○		1, 2
5 (6)	屋上広場	—		

点検方法	判定基準
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八條第二項、令第二十條の二又は令第二十條の三の規定に適合しないこと。
設計図書等により確認する。	法第二十八條第二項若しくは第三項、令第二十條の二又は令第二十條の三の規定に適合しないこと。
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内の実施した法第十二條第三項の規定に基づく検査(以下「定期検査」という。)等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	換気設備が作動しないこと。
目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	平成十八年国土交通省告示第七千七百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下脚からの受ていないこと。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第三百七十七条に定める基準時(以下「基準時」という。)における延べ面積の二分の一を超える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去をしないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしないこと。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
設計図書等により確認する。	令第百二十一条又は第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合(以下「適用除外」という。)の規定に適合しないこと。
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合(以下「適用除外」という。)の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十八条、第百二十四条、第百二十五条又は第百二十五条の二(令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合)にあっては令第百二十四条第一項並びに第百二十五条第一項及び第三項を除く。)の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
目視により確認する。	令第百二十六条の規定に適合しないこと。

報告書第三面【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】が有る場合は既存不適格となる(記入例 P27)

5階以上の階に百貨店の売り場がある場合

番号	調査項目	調査結果		担当調査者番号
		指摘なし	要正 既存 不適格	
5 (7)	避難上有効なバルコニー	—		
5 (8)	手すり等の劣化及び損傷の状況	—		
5 (9)	物品の放置の状況	—		
5 (10)	避難器具の操作性の確保の状況	—		
5 (11)	階段	○		1, 2
5 (12)	幅員の確保の状況	○		1, 2
5 (13)	手すりの設置の状況	○		1, 2
5 (14)	物品の放置の状況	○		1, 2
5 (15)	階段各部の劣化及び損傷の状況	○		1, 2
5 (16)	階段室の構造の確保の状況	—		
5 (17)	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	—		
5 (18)	開放性の確保の状況	—		
5 (19)	特別避難階段	—		
5 (20)	階段	—		
5 (21)	付室等の排煙設備の設置の状況	—		
5 (22)	付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	—		
5 (23)	物品の放置の状況	—		

点検方法	判定基準
目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十一條の規定に適合しないこと。
目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
目視により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
目視及び作動により確認する。	避難ハッチが閉鎖できないこと又は避難器具が使用できないこと。
目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十一条、第百二十一條、又は第百二十二條（令第百二十九條第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九條第二項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、令第百二十一条を除く。）の規定に適合しないこと。
設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第百二十四條又は第百二十四條（令第百二十九條第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、令第百二十四條第一項第二号を除き、令第百二十九條第二項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては、令第百二十四條第一項を除く。）の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	令第百二十五條の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。 ↓ 【令和5年1月1日から施行】 モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。
目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十三條第一項（令第百二十九條第二項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。
目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十三條第二項（第百二十九條第二項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く。）の規定に適合しないこと。
目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第百二十九條第三項（令第百二十九條第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号を除き、令第百二十九條第二項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く。）の規定に適合しないこと。
目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	排煙設備が作動しないこと。
目視及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。

番号	調査項目		調査結果		担当調査者番号
			指摘なし	要正	
5 (24)	防煙壁	防煙区画の設置の状況	○		1, 2
5 (25)		防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	○		1, 2
5 (26)		可動式防煙垂れ壁の作動の状況	○		1, 2
5 (27)	排煙設備等	排煙設備の設置の状況	○		1, 2
5 (28)		排煙設備の作動の状況	○		1, 2
5 (29)		自然排煙口の維持保全の状況	○		1, 2
5 (30)		非常用の進入口等の設置の状況	○		用途に関係なく、3階以上が必要 (代替進入口共)
5 (31)		非常用の進入口等の維持保全の状況	○		
5 (32)		乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	—		
5 (33)		乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	—		
5 (34)		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	—		
5 (35)		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことのできる窓の状況	—		
5 (36)		物品の放置の状況	—		
5 (37)		非常用エレベーターの作動の状況	—		
5 (38)		非常用の照明装置の設置の状況	○		1, 2
5 (39)		非常用の照明装置の作動の状況	○		1, 2
5 (40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○		1, 2

点検方法	判定基準
設計図書等により確認する。	令第二百六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
目視により確認する。	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること。
各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	可動式防煙壁が作動しないこと。
目視及び設計図書等により確認する。	令第二百六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	排煙設備が作動しないこと。
目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
目視及び設計図書等により確認する。	令第二百六条の六又は第二百二十六条の七の規定に適合しないこと。
目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。
目視及び設計図書等により確認する。	令第二百九条の十三の第三項の規定に適合しないこと。
目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	排煙設備が作動しないこと。
目視により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かって開くことができている窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。
非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	非常用エレベーターが作動しないこと。
目視及び設計図書等により確認する。	令第二百六条の四の規定に適合しないこと。
各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合には、当該記録により確認することとする。	非常用の照明装置が作動しないこと。
目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

番号	調査項目		調査結果		担当調査者番号	
			指摘なし	要正 既存 不適格		
6	その他					
6 (1)	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	—			
6 (2)		膜張力及びケーブル張力の状況	—			
6 (3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	—		
6 (4)		高さ20mを超える建築物	上部構造の可動の状況	—		
6 (5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	—			
6 (6)	煙突	建築物に設ける煙突	○		2	
6 (7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	○		2	
6 (8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	—		
6 (9)		高さ6mを超えるもの	付帯金物の劣化及び損傷の状況	—		
7	上記以外の調査項目					
(1)	外装タイル工事の有機系接着剤張り工法による有機系接着剤の引張接着試験 竣工時の第1回引張接着試験を○年○月○日実施		○		有機系接着剤張り工法による外装タイルについて、外壁の外装仕上げ材等の調査を引張接着試験により行った場合、7 (1) に記入する。（記入例P.33）	
(2)	随時閉鎖式防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況		○			
(3)	随時閉鎖式防火設備の閉鎖又は作動の状況		○		政令指定以外の建築物（特定行政庁指定の共同住宅・事務所・劇場・集会場等の用途）で、常閉（随時閉鎖式）の防火設備のある建物は、7(2) (3) (4)の項目を追加してください。	
(4)	随時閉鎖式防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況		○			

点検方法	判定基準
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することとする。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することとする。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。
目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することとする。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひびひび割れ、肌分かれ等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。

別添2様式 (A4)
関係写真

「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ調査結果表の番号、調査項目に対応したものを記入してください。

部位	番号	調査項目	調査結果
	2 (11)	外装仕上げ材等	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写真を貼付</p> <p>写真1</p> </div>		特記事項	
		<p>・外壁タイルの浮きあり</p>	

「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。その場合、調査結果「 その他」にチェックをしてください。

部位	番号	調査項目	調査結果
	4 (1)	防火区画	<input type="checkbox"/> 要是正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写真を貼付</p> <p>写真2</p> </div>		特記事項	
		<p>・E Vの扉に遮煙性能がない(既存不適格)</p>	

写真撮影位置を別添1様式 (22ページ) の配置図及び各階平面図に明記してください。

- (注意)
- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
 - ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

調 査 結 果 図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(6)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外郭
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台 (木造に限る。)
(6)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(6)	屋上周りの状況 (屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根 (屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物 (冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(6)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(26)	天井
(26)から(33)	防火設備
(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
(36)から(37)	警報設備
(38)から(48)	居室の採光及び換気
(44)から(47)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(6)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	非煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(6)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

図面は、配置図、各階平面図を添付してください。

【共通】

- 図面のみA3で作成。
- 各図面に指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) を記入。
- 指摘事項には調査結果表の番号を付けてください。
- 写真を撮影した位置を記入。
- 各図面に図面名称を記入。(「配置図」「〇階平面図」等)
- 既存図面を使用する場合は、鮮明さが損なわれないように注意する。

【配置図】の明示すべき事項

- 縮尺及び方位
- 敷地の境界線
- 敷地内における建築物の位置及び用途
- 敷地が接する道路の位置、幅員及び種類
- 敷地が道路に接する部分及びその長さ

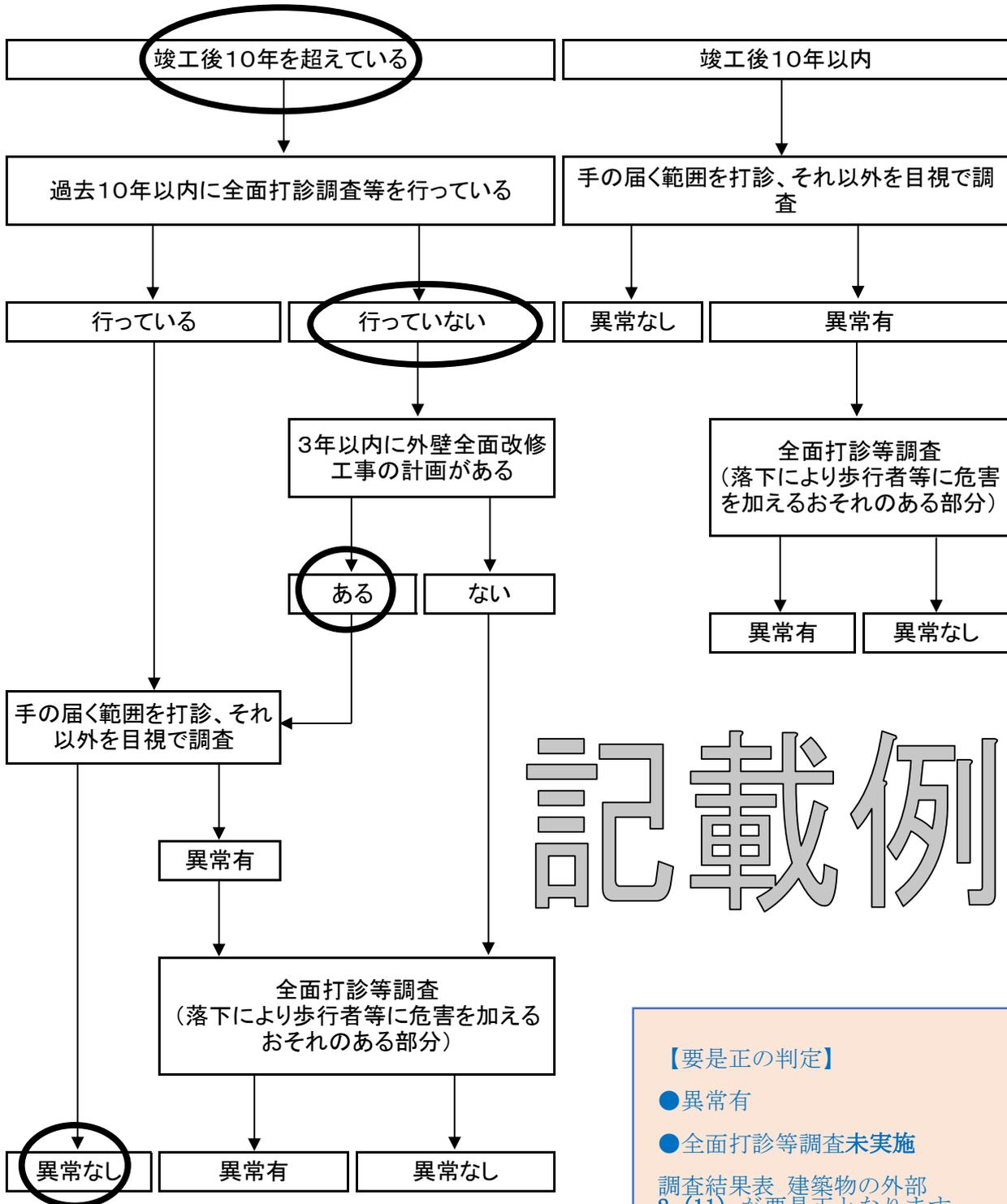
【各階平面図】の明示すべき事項

- 縮尺及び方位
- 間取り及び各室の用途
- 開口部の位置及び種類
- 防火設備の位置及び種類
- 昇降機の位置及び種類
- 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
- 防火区画の位置
- 非常口、非常用進入口及び避難施設の位置

(注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること。

外壁の全面打診チェックシート

仕上げがタイル、石貼り等(乾式工法を除く)、モルタル等の場合
下記フローにより今回行った調査方法及び結果を記載してください



記載例

【要是正の判定】

- 異常有
- 全面打診等調査未実施

調査結果表 建築物の外部
2 (11) が要是正となります。

建築物の定期調査報告制度における外壁のタイル等の調査方法について

外装仕上げ材等におけるタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況の調査については、平成20年国土交通省告示第282号において、おおむね6ヶ月から3年以内に一度の手の届く範囲の打診等に加え、おおむね10年に一度、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等を行うこととされています。

(3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。)

【外壁の全面打診等調査方法】

- ・ テストハンマーによる打診調査
- ・ 赤外線調査
- ・ 引張接着試験（※有機系接着剤張り工法による外壁タイルの場合）
- ・ 無人飛行機(ドローン等)による赤外線調査

【「目視及び部分打診」と「全面打診等」の時期】

経過年数													
0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
竣工 または 外壁改修 または 全面打診調査	定期調査時は、手の届く範囲を打診、 それ以外を目視で調査 ※ただし、異常が見られた場合は 全面打診等調査をしなければならない										歩行者等に危害を加える おそれのある部分の 全面打診調査 を 実施する		
例) 2012年に竣工	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025

竣工または外壁改修等から10年を超えてから定期調査報告をする場合、全面打診調査未実施であれば調査結果表 2(II)が**要是正**となる。

ただし、3年以内に外壁改修計画がある場合・歩行者などの安全を確保するための対策がある場合を除く。

概要書：既存建築物の安全性や衛生面等の維持管理状況について、建築物の利用者に適切な情報公開を図ることを目的として、特定行政庁において建築基準法に基づく定期調査・検査報告概要書の閲覧をすることができます。

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の三関係）（A4）
定期調査報告概要書
（第一面）

調査等の概要

定期調査報告書に記入した内容と同一の内容を記入してください。

【1. 所有者】
【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ サガ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ サガ タロウ
【ロ. 氏名】 株式会社 佐賀 代表取締役社長 佐賀 太郎
【ハ. 郵便番号】 840-1234
【ニ. 住所】 佐賀県佐賀市佐賀町123

【2. 管理者】
【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ サガホテル ダイヒョウトリシマリヤク サガ ハナコ
【ロ. 氏名】 株式会社 佐賀ホテル 代表取締役 佐賀 花子
【ハ. 郵便番号】 840-5678
【ニ. 住所】 佐賀県佐賀市佐賀町456

【3. 調査者】
（代表となる調査者）
【イ. 資格】 （ 1級 ） 建築士 （ 大臣 ） 登録第 〇〇〇〇 号
特定建築物調査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇 〇〇〇〇
【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇
【ニ. 勤務先】 〇〇〇〇建築設計事務所
（ 1級 ） 建築士事務所 （ 佐賀県 ） 知事登録第 〇〇〇〇 号
【ホ. 郵便番号】 〇〇〇 〇〇〇〇
【ヘ. 所在地】 〇〇〇〇〇〇〇
【ト. 電話番号】 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

（その他の調査者）
【イ. 資格】 （ ） 建築士 （ ） 登録第 号
特定建築物調査員 第 A 1 2 3 4 5 6 7 8 号
【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇 〇〇〇〇
【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇
【ニ. 勤務先】 〇〇〇〇事務所
（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】 〇〇〇 〇〇〇〇
【ヘ. 所在地】 〇〇〇〇〇〇〇
【ト. 電話番号】 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【4. 報告対象建築物】
【イ. 所在地】 佐賀県佐賀市佐賀町456
【ロ. 名称のフリガナ】 サガホテル
【ハ. 名称】 佐賀ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【5. 調査による指摘の概要】 指摘の概要は定期報告書（調査結果表）の指摘があった項目について全て記入
【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 2 (11) 外壁タイルの浮き、外壁の全面打診等調査未実施 5 (39) 非常用照明の点灯不良
4 (1) EVの扉に遮煙性能がない(既存不適格)
【ハ. 改善予定の有無】 有（令和5年 11 月に改善予定） 無
【ニ. その他特記事項】

【6. 調査及び検査の状況】
【イ. 今回の調査】 令和 5 年 9月30日実施
【ロ. 前回の調査】 実施（令和 2 年10月 3日報告） 未実施
【ハ. 建築設備の検査】 実施（令和 4 年10月20日報告） 未実施
【ニ. 昇降機等の検査】 実施（令和 4 年12月30日報告） 未実施
【ホ. 防火設備の検査】 実施（ 年 月 日報告） 未実施

【7. 建築物等に係る不具合等の状況】 不具合の概要は定期報告書（第4面）の不具合等の状況について全て記入
【イ. 不具合等】 有 無
【ロ. 不具合等の記録】 有 無
【ハ. 不具合等の概要】 外部の木製デッキの腐食
【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定（ 年 月に改善予定）
 予定なし（理由： ）

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

- 【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域
その他 (法22条区域) 指定なし
 【ロ. 用途地域】 商業地域、近隣商業地域

【2. 建築物及びその敷地の概要】

- 【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他 ()
 【ロ. 階数】 地上 3 階 地下 階
 【ハ. 敷地面積】 6,672.34 m²
 【ニ. 建築面積】 3,230.05 m²
 【ホ. 延べ面積】 6,610.07 m²

【3. 階別用途別床面積】

	(用途)	(床面積)
【イ. 階別用途別】	(R階)	(ホテル) (72.56 m ²)
	(3階)	(ホテル) (1320.48 m ²)
	(2階)	(ホテル) (1701.75 m ²)
	(1階)	(ホテル) (3020.28 m ²)
	(B1階)	(自動車車庫) (495.00 m ²)
	(合計)	(6610.07 m ²)

- 【ロ. 用途別】 (ホテル) (6115.07 m²)
 (自動車車庫) (495.00 m²)
 () ()

【4. 性能検証法等の適用】

- 耐火性能検証法 防火区画検証法
区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法 その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

- 令和 3 年 5 月 10 日 概要 (1階改修工事)
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

- 【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
 【ロ. 確認済証】 有 無
 交付番号 昭和 60年 6 月 6 日 第 〇〇 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無
 【ニ. 検査済証】 有 無
 交付番号 昭和 60年 12 月 10 日 第 〇〇 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
 【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は同様式第三面の2欄から4欄において指摘があった項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

報告書第三面【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】と調査結果表4(44)～(47)の記入例

■報告書第三面【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】【イ. 該当建築材料の有無】が無の場合

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)
 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
有 (飛散防止措置有) ()
無

調査結果表		調査結果			指摘の内容等	判定基準
番号	調査項目	指摘なし	要是正	既存不適格		
4 建築物の内部						
4 (44)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況	—		[ケース1:吹付け石綿等の使用なしの場合] 該当なし	平成十八年国土交通省告示第千七百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。 表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。 次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第百三十七条に定める基準時(以下「基準時」という。)における延べ面積の二分の一を超える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。 石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
4 (44)		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況		●	[ケース2:吹付け石綿等の使用が不明の場合] ○○室の石綿含有未分析 (平成18年8月31日以前の建築物で吹付け石綿等の有無が不明の場合)	
4 (45)		吹付け石綿等の劣化の状況	—		該当なし	
4 (46)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	—		該当なし	
4 (47)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	—		該当なし	

■報告書第三面【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】【イ. 該当建築材料の有無】が有(飛散防止措置無)の場合

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)
 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) (○○室)
有 (飛散防止措置有) ()
無

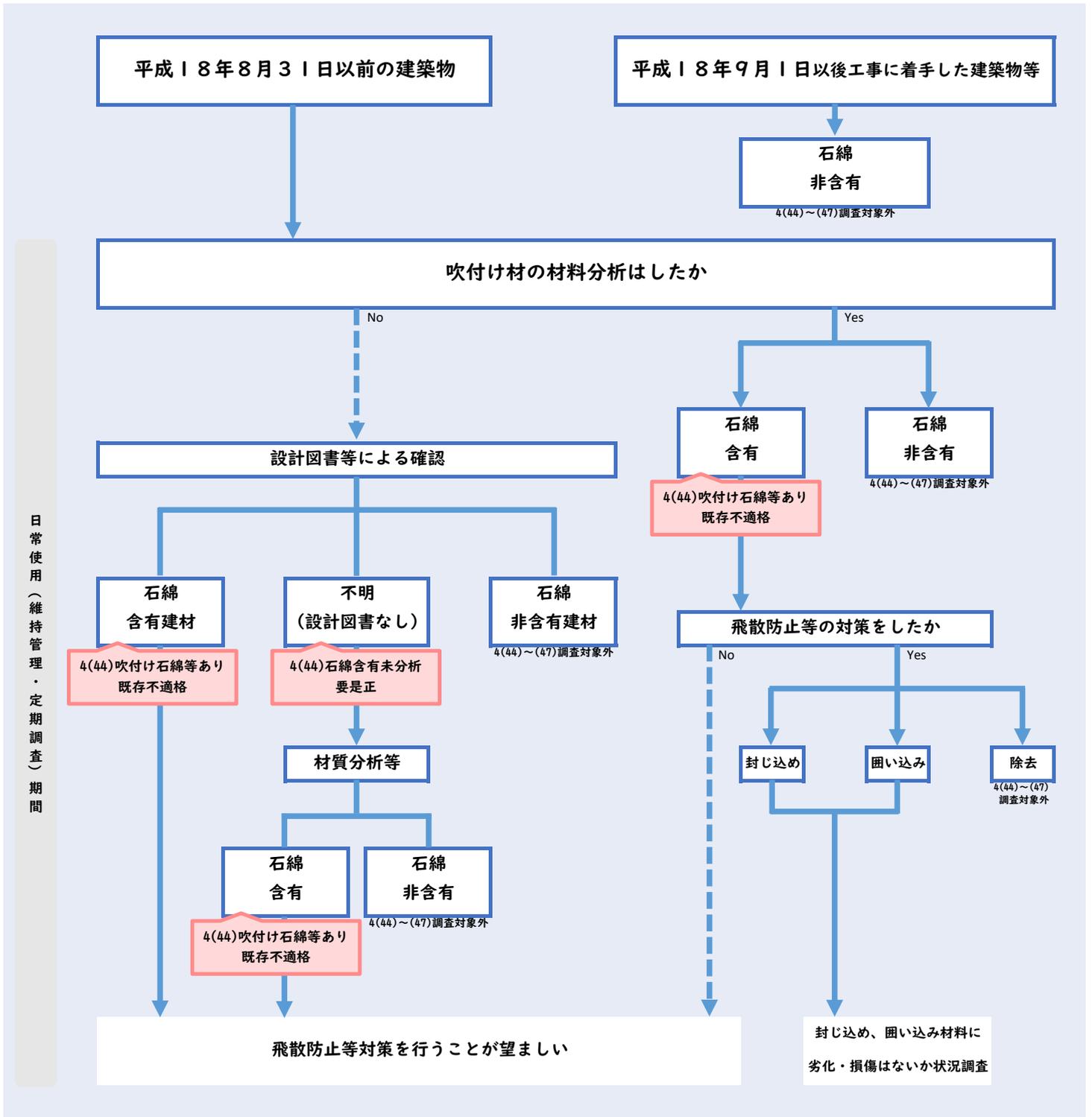
調査結果表		調査結果			指摘の内容等	判定基準
番号	調査項目	指摘なし	要是正	既存不適格		
4 建築物の内部						
4 (44)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況		●	○○室に吹付け石綿等あり (飛散防止措置なし)	平成十八年国土交通省告示第千七百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。 表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。 次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第百三十七条に定める基準時(以下「基準時」という。)における延べ面積の二分の一を超える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。 石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
4 (45)		吹付け石綿等の劣化の状況		●	建築物石綿含有建材調査者等による劣化状況調査が三年以内に行われていない。	
4 (46)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	—		増築若しくは改築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行っていない場合、該当なし	
4 (47)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	—		同上	

■報告書第三面【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】【イ. 該当建築材料の有無】が有(飛散防止措置有)の場合

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)
 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
有 (飛散防止措置有) (○○室)
無

調査結果表		調査結果			指摘の内容等	判定基準
番号	調査項目	指摘なし	要是正	既存不適格		
4 建築物の内部						
4 (44)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況		●	○○室に吹付け石綿等あり (飛散防止措置あり)	平成十八年国土交通省告示第千七百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。 表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。 次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第百三十七条に定める基準時(以下「基準時」という。)における延べ面積の二分の一を超える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。 石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
4 (45)		吹付け石綿等の劣化の状況	—		該当なし	
4 (46)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	●		飛散防止措置あり	
4 (47)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	●		劣化及び損傷なし	

建築物の石綿(アスベスト)調査フロー



日常生活（維持管理・定期調査）期間

解体・改造・補修工事を行う場合は、アスベストの事前調査[※]が義務付けられています。

◆ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※令和5年10月1日からは、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際は、有資格者（建築物石綿含有建材調査者等）による事前調査の実施が義務付けられます。

※佐賀県ではアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用の補助を行っています。（募集期間：令和5年12月22日（金曜日）まで）詳しくは佐賀県HPをご確認ください。

解体・改修時

調査結果表記入例

外壁を有機系接着剤張り工法により施工新築された建築物、あるいは外壁を有機系接着剤張り工法により落下にて歩行者等に危害を加えるおそれのある部分について全面改修した建築物で、平成30年5月23日付国住防第1号の技術的助言に基づき、引張接着試験により確認した場合の記入方法

●新築時あるいは改修時から、10年毎に継続的に調査結果表に記入する。

建築物調査結果表-P19

7	上記以外の調査項目	調査結果		
		指摘なし	要是正	既存不適格
(1)	外装タイル工事の有機系接着剤張り工法による有機系接着剤の引張接着試験 竣工時の第1回引張接着試験を○年○月○日実施	○		
	竣工後10年目の第2回引張接着試験 ○年○月○日実施	○		
	竣工後20年目の第3回引張接着試験 ○年○月○日実施		○	

特記事項-P 20

特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善年月
7 (1)	有機系接着剤の引張接着試験 第1回	合格 仕上げ表 立面図 構造詳細図 施工記録 検査記録あり	竣工後10年目の引張接着試験の継続可	-
	有機系接着剤の引張接着試験 第2回	合格 仕上げ表 立面図 構造詳細図 施工記録 検査記録あり	竣工後20年目の引張接着試験の継続可	-
	有機系接着剤の引張接着試験 第3回	不合格 仕上げ表 立面図 構造詳細図 施工記録 検査記録あり	全面打診を実施	○年○月

※調査結果表別添1様式の「調査結果図」に調査位置を記入する。

有機系接着剤張り工法による外壁タイルの調査方法について

平成30年5月23日付 国住防第1号「建築物の定期調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法について（技術的助言）」を踏まえ、有機系接着剤張り工法による外壁タイルについては、全面打診に加え、これまで行われている赤外線調査による方法のほか、引張接着試験により確認する方法によっても差し支えないこととなった。

【変更前】調査方法

調査結果表番号	外壁の外装仕上げ材		3年毎の定期報告調査	10年超又は異常が認められた場合の調査
2 (11)	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等	仕上材の下地材としてコンクリート、プレキャストコンクリート（PCa）パネル、ALCパネルなどにモルタル又は接着剤等で貼りつけられたタイル、石貼り等及び現場、工事等でコンクリートなどと同時に打ち込まれたものを対象としている。	目視 + 手の届く範囲の打診	全面打診調査 又は 赤外線調査
2 (12)	乾式工法によるタイル、石貼り等	タイル割に合わせて躯体に取り付けられた下地金物にタイルを引っかけて仕上げたものを対象としている。 ※下地材がPCaパネルで石材とPCaパネルの接合がシアコネクタ方式により設計・製造されたものは「2 (12) 乾式工法によるタイル、石貼り等」の取り扱いとなる。	目視	目視
2 (13)	金属系パネル（帳壁を含む。）	鋼製、アルミ製、ステンレス製等の金属系パネルを対象としている。	目視	目視
2 (14)	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）	PCa、ALC等のコンクリート系パネルを対象としている	目視	目視



【平成30年度より】調査方法

調査結果表番号	外壁の外装仕上げ材		3年毎の定期報告調査	10年超又は異常が認められた場合の調査
2 (11)	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等	仕上材の下地材としてコンクリート、プレキャストコンクリート（PCa）パネル、ALCパネルなどにモルタル又は接着剤等で貼りつけられたタイル、石貼り等及び現場、工事等でコンクリートなどと同時に打ち込まれたものを対象としている。	目視 + 手の届く範囲の打診	全面打診調査 又は 赤外線調査
2 (12)	乾式工法によるタイル、石貼り等	タイル割に合わせて躯体に取り付けられた下地金物にタイルを引っかけて仕上げたものを対象としている。 ※下地材がPCaパネルで石材とPCaパネルの接合がシアコネクタ方式により設計・製造されたものは「2 (12) 乾式工法によるタイル、石貼り等」の取り扱いとなる。	目視	目視
2 (13)	金属系パネル（帳壁を含む。）	鋼製、アルミ製、ステンレス製等の金属系パネルを対象としている。	目視	目視
2 (14)	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）	PCa、ALC等のコンクリート系パネルを対象としている	目視	目視
7 (1)			目視 + 手の届く範囲の打診	全面打診調査 又は 赤外線調査 又は 引張接着試験

建築物の定期調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法について

(技術的助言)

国住防第1号
平成30年5月23日

建築物の定期調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法について技術的助言として下記のとおり通知します。

国土交通省住宅局では、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所の協力のもと、平成27年度より建築基準整備促進事業を活用し、外壁の外装仕上げ材の劣化等の状況の調査方法について検討を行ってきました。その結果、当該調査方法に関しては、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）」により、原則竣工後10年ごとに全面的なテストハンマーによる打診等を行うこととされていますが、全面打診に加え、これまで行われている赤外線調査による方法のほか、今般有機系接着剤張り工法による外壁タイルについては、引張接着試験により確認する方法によっても差し支えないこととします。

なお、有機系接着剤張り工法による外壁タイル以外についても、今後技術的知見が得られた場合は、その内容に応じて合理化を検討するものです。

記

1. 有機系接着剤張り工法による外壁タイルの劣化等の調査方法の概要

有機系接着剤張り工法による外壁タイル張り工事に用いられる有機系接着剤の劣化及び損傷については、定期的の一部の外壁タイルの引張接着試験（試験機を用いて破壊の状況を確認し、引張接着強度を測定する方法）によって経年劣化の有無を調査することで、タイルの剥離・浮き等の劣化及び損傷の状況を判定できることが可能であることが上記検討の結果として確認されました。この場合、外壁タイル張り工事の下地調整塗材の塗付状況や施工状況など、有機系接着剤の経年劣化以外の原因で剥離等が生じる可能性があるため、外壁タイル張り工事の状況を施工記録により確認することが前提になります。

2. 有機系接着剤張り工法による外壁タイルの調査方法

1. の調査方法は（1）の外壁について適用することとし、その場合、（2）に掲げる外壁タイル張り工事の施工記録等により、外壁に使用されている下地・接着剤等が（1）に該当することを確認し、（3）の外壁タイルの引張接着試験の結果により、経年劣化の有無を確認することとします。

（1）対象となる外壁タイル

有機系接着剤張り工法による外壁タイルで、イの下地等にロの有機系接着剤を適切に充填して接着したもの（外壁の大規模修繕において、有機系接着剤張り工法により全面改修を行った外壁タイルも含む）。

イ 下地等

以下のいずれかに該当するものとします。

①コンクリート下地若しくは押出成形セメント板下地

②コンクリート下地若しくは押出成形セメント板下地に有機系下地調整塗材（日本工業規格（以下「JIS」という。）A5557（外装タイル張り用有機系接着剤）-2010に適合する一液反応硬化型の有機系接着剤と同等以上の品質を有する有機系下地調整塗材を塗付したもの

③コンクリート下地にJIS A6916（建築用下地調整塗材）-2014に規定されるセメント系下地調整厚塗材2種（CM-2）を塗付したもの（建築用下地調整塗材の連続した塗付面ごとの面積がそれぞれ0.25m²未満であるものに限る）

ロ 有機系接着剤

変成シリコーン樹脂又はウレタン樹脂を主成分とするものであって、JIS A5557（外装タイル張り用有機系接着剤）-2010に適合する一液反応硬化型の有機系接着剤と同等以上の品質を有する有機系接着剤とします。

（2）外壁タイル張り工事の施工記録等

図書の種類	明示すべき事項
仕上げ表	下地及び外装を構成する材料の種別
立面図	有機系接着剤張り工法による外壁タイルの位置
構造詳細図	外壁の断面、外壁タイルの形状
施工記録	下地調整塗材等を下地に塗付した記録（塗付位置、塗付内容）
検査記録	有機系接着剤の充填状況を検査した記録、竣工時の外壁タイルの引張接着試験の記録

（3）外壁タイルの引張接着試験

イ 引張接着試験の実施箇所等

引張接着試験の専門知識を有する者が、各階1箇所実施し、その結果がロに規定する判定基準への適合を確認することとします。なお、1回目の引張接着試験において判定基準に適合しない場合は、当該調査を行った部分の周囲おおむね0.25m²以内の部分の3箇所で改めて引張接着試験を行い、その結果、全ての位置で判定基準に適合していることで良いことができます。引張接着試験については、「タイル外壁及びモルタル塗り外壁 定期的診断マニュアル」（編集：公益社団法人 ロングライフビル推進協会）等の最新版を実際の試験にあたっては参照して下さい。

ロ 引張接着試験の判定基準

引張接着試験における凝集破壊率（破壊した面積に対する凝集破壊（タイルや有機系接着剤等が破壊することをいう。）した部分の面積の割合）と界面破壊率（破壊した部分の面積に対する界面破壊（有機系接着剤がタイル又は下地等との接着面から剥離する破壊のことをいう。）した部分の面積の割合等）によって判定します。

① 下地等が（1）イ①の場合

a 有機系接着剤の凝集破壊率及びタイルの凝集破壊率の合計が50%以上であること。

b 有機系接着剤とタイルとの界面破壊率及び有機系接着剤とコンクリート下地又は押出成形セメント板下地との界面破壊率の合計が50%以下であって、次の（i）又は（ii）に該当すること。

（i）コンクリート下地又は押出成形セメント板下地の凝集破壊率が25%以下であること。

（ii）コンクリート下地又は押出成形セメント板下地の凝集破壊率が25%を超え、かつ、引張接着強度が0.4 N/mm²以上であること。

② 下地等が（1）イ②の場合

a 有機系接着剤の凝集破壊率、有機系下地調整塗材の凝集破壊率及びタイルの凝集破壊率の合計が50%以上であること。

b 有機系接着剤とタイルとの界面破壊率、有機系接着剤と有機系下地調整塗材との界面破壊率及び有機系下地調整塗材とコンクリート下地又は押出成形セメント板下地との界面破壊率の合計が50%以下であって、次の（i）又は（ii）に該当すること。

（i）コンクリート下地又は押出成形セメント板下地の凝集破壊率が25%以下であること。

（ii）コンクリート下地又は押出成形セメント板下地の凝集破壊率が25%を超え、かつ、引張接着強度が0.4 N/mm²以上であること。

③ 下地等が（1）イ③の場合

a 有機系接着剤の凝集破壊率及びタイルの凝集破壊率の合計が50%以上であること。

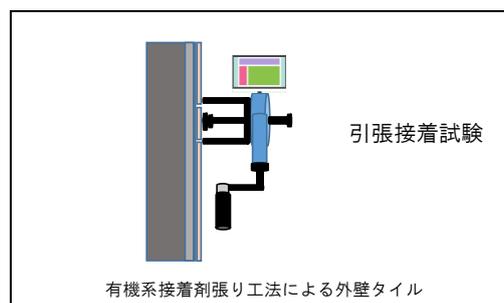
b 有機系接着剤とタイルとの界面破壊率及び有機系接着剤と建築用下地調整塗材との界面破壊率の合計が50%以下であって、次の（i）又は（ii）に該当すること。

（i）建築用下地調整塗材の凝集破壊率、コンクリート下地の凝集破壊率及び建築用下地調整塗材とコンクリート下地との界面破壊率の合計が25%以下であること。

（ii）建築用下地調整塗材とコンクリート下地との界面破壊率が50%以下であって、かつ、引張接着強度が0.4 N/mm²以上であること。

3. 定期調査報告の調査結果表への記載方法

調査結果表中「7 上記以外の調査項目」欄に判定結果を記載し、調査結果表別添1様式の「調査結果図」に調査位置を記載します。



定期報告対象一覧(特定建築物)

特定行政庁(佐賀県・佐賀市)が建築基準法施行細則で指定する特定建築物

国が政令で指定する特定建築物(当該用途に供する床面積の合計が200㎡を超え、避難階以外の階を次に掲げる用途に供するものに限る)

対象		報告時期	
用途	規模等(いずれかに該当するもの)		
1	a	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場 ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上のもの ・劇場・映画館・演芸場で、主階が1階にないもの	2022年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
	b	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場 ・当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの	
2	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上のもの ・当該用途の床面積が3,000平方メートル以上のもの	2023年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
3	旅館又はホテル	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの	2023年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用途の児童福祉施設等	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る)	2024年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものを除く)	・当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積が2,000平方メートル以上のもの	2022年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
6	a	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)又は寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	2022年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
	b	上記a以外の下宿、共同住宅又は寄宿舎	・階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,500平方メートル以上のもの
7	事務所その他これに類する建築物	・階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,000平方メートル以上のもの	2022年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎